

（仮称）明石市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

1 制定の目的

児童福祉法の一部改正により児童相談所設置市が定めることとされた一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定しようとするものです。

2 条例の概要

（1）条例で定める基準

- ① 一時保護施設の一般原則
- ② 一時保護施設に必要な設備に関する基準
- ③ 職員の職種、資格及び員数に関する基準
- ④ 一時保護施設の運営に関する基準

（2）基準の考え方

各基準について、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号。以下「省令」という。）に準拠するものとします。

ただし、「一時保護施設に入所した児童の通学の支援その他必要な措置」（第14条第3項関係）は、国の基準に加えて、本市独自の内容として規定します。

第14条（生活支援、教育及び親子関係再構築支援等）

3 一時保護施設は、学校教育法第1条に規定する学校に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学支援その他の必要な措置を講じなければならない。

【独自に追加する内容】

省令では、幼稚園を除くこととされていますが、幼稚園に在籍している児童についても可能な限り通園できるよう取り組むとともに、努力義務ではなく、責務として規定することで、通学支援に係る本市の取組姿勢を明確にし、さらなる推進を図ります。

3 これまでの検討経過

2024 年 10 月 アンケート調査の実施（施設措置・里親委託中の児童対象）

11 月 社会福祉審議会への意見聴取（こどもの権利擁護部会・社会的養護部会）
「こどもの意見を聴く会」の開催（一時保護所 入所児童対象）

<意見等>

アンケート調査	①一時保護所の生活で満足していたこと、うれしかったこと ・食事がおいしかった。 ・保護所の先生が優しく話を聞いてくれた。 ・規則正しい生活をすることができた。 ②一時保護所の生活で不満だったこと ・保護所の外に出る機会が少なかった。 ③学校に通っていたことについてどう思いましたか ・学校に通えてうれしかった。友達や先生と会えてうれしかった。
こどもの権利擁護部会	・通学支援について、努力義務に止まらず、児童が拒否している等特別な事情がある場合を除き通学する権利を最大限保障する旨を明記することが望ましい。 ・明石市が全国に先駆けて取り組んでいる権利擁護の仕組みは、条例に明記することが望ましい。
こどもの意見を聴く会	「食事はおいしい」「よく眠れている」「本が沢山あるのはよい。もっと種類を増やして欲しい」「学校は楽しい」「希望を伝えても叶わないのではないかな」などの意見があった。 (参加児童に対する意見のフィードバックを実施済)

4 パブリックコメントの実施結果

- ① 実施期間 2024 年（令和 6 年）12 月 16 日～2025 年（令和 7 年）1 月 15 日
- ② 意見数及び内容 意見はありませんでした。

5 今後のスケジュール

時期	会議等	内容
2025 年 2 月	児童福祉専門分科会	パブリックコメント結果報告 等
	社会的養護部会 社会福祉審議会	
3 月	3 月議会	条例案の提案

6 施行期日

2025 年（令和 7 年）4 月 1 日